

社会福祉法人 秋桜会 役員等報酬規程

第1条 (目的)

この規程は、社会福祉法人秋桜会（以下「法人」という）定款第9条および第24条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員の報酬等並びに、評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）について定めるものとする。

第2条 (報酬等の支給)

- 1 当法人の役員等報酬支給基準定めに関しては、役員報酬種類と計算及び支給方法とその他報酬の全般を当法人の評議員会の承認を得て、支給基準とし定めるものとする。
- 2 支給基準の定めに関しては、別に設置する所定の付属規程【別表1】に定めるものとする。
- 3 常勤の理事等に関しては、月給制である。

第3条 (法人職員給与との併給)

法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しないものとする。

第4条 (公表)

法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

第5条 (改廃)

この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

第6条 (補則)

この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

(1) 常勤理事

	月 額
理事長	370,000 円
常任理事	100,000 円

(2) 理 事

	日 額
理事会等会議への出席	10,000 円

(3) 監 事

	日 額
理事会等会議への出席	10,000 円

(4) 評議員

	年 額
評議員会への出席	10,000 円